有明海自動車航送船組合監査委員公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき実施した令和3年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月16日

有明海自動車航送船組合 監査委員 藤井 一恵 同 下田 芳之

定期監査結果

1 監査の概要

有明海自動車航送船事業会計に対する財務及び行政監査を、有明海自動車航送船 組合監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

(1) 監査の対象

令和3年度 有明海自動車航送船事業会計

(2) 監査の着眼点

財務監査については、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が 法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織 及び運営の合理化に努めているか、また、行政監査については、事務の執行が 法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織 及び運営の合理化に努めているかを監査した。

(3) 監査の実施内容

ア 監査実施日

予備監査 : 令和4年6月8日(水)~9日(木)

委員監査 : 令和4年7月13日(水)

イ 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 藤井 一恵

同 下田 芳之

2 監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 意見

当年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けつつも、航送車両台数 266,443 台と前年度に比べ 20,334 台増加し、運航収入は増加したが、コロナ禍前の状況までは回復できておらず、営業損益は赤字となっている。

経常損益は、国、県等からの新型コロナウイルス感染症感染拡大による公共交通の事業継続支援金等が交付されたことによる営業外収益の増加により 黒字となっている。

この結果、経営成績は、総収益が 10 億 1,621 万円、総費用が 9 億 7,130 万円で、当期の純利益は 4,491 万円となり、前年度に比べ 1 億 3,307 万円収支が改善し、黒字となっている。

当組合においては、平成29年度に策定した5年間の経営の指針となる「有明フェリー中期目標」に基づき、目標達成に向け経営に取り組んできたところであるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大及び原油価格の急激な高騰の影響を直接受け、厳しい経営状況が続いている。

運航収入についても、新型コロナウイルス感染症の動向が未だ不透明な状況であり、今後の経営を見通すことが困難な状況となっている。

また、管理部門の中堅職員が少ない状況にあるため、将来の組合運営に影響が出るおそれがある。

このような状態を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

ア 誘客の推進について

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが見込まれる中、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図るウィズコロナ・ポストコロナの社会の実現を見据え、引き続き関係団体や旅行業者と連携し、新しい生活様式に沿った利用者のニーズを的確に捉えたサービスの提供を図るなど、さらなる誘客推進に努められたい。

イ 管理部門の人材育成について

当組合においては、中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、若手職員を中心に外部研修受講の機会の増大や、体系的な研修計画の策定などを行っているが、今後とも継続的な人材育成に努められたい。

ウ 将来に向けた経営のあり方等について

当組合においては、平成29年度に、安全運航を基本とし、低運賃の維持と3隻保有による運航体制を維持することなどを内容とする「有明フェリー中期目標」を策定し、船舶の更新計画等に取り組んできているが、新型コロナウイ

ルス感染症の影響により、令和2年度に収支が悪化し、10 期連続の黒字から 赤字に転落した。令和3年度も営業損益が大幅な赤字となるなど、依然として コロナ禍前の状況まで回復しておらず、今後の収支見通しが不透明な中で、船 舶の更新や退職者の補充ができていない状況にある。

「有明フェリー中期目標」については、令和3年度に計画期間が終了したが、航送船事業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の動向、今後の急速な人口減少や保有する船舶の老朽化など厳しさを増す懸念がある。

このような状況の中でも、将来にわたり安定的な事業を継続するためには、 経営の指針となるべき中長期的な経営計画を策定し計画的な経営を行うこと が求められる。しかしながら、令和3年度からこれまでにおいて、令和4年度 以降の経営計画の策定が進められておらず、今後を見据え、長崎・熊本両県と もさらに緊密に協議を行い、経営計画の策定等を進めるよう努められたい。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

財務及び行政に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な執行を図られたい。

ア 積載している車両の物損事故について

積載している車両の事故が4件発生している。 積載する車両の安全管理に万全を期すこと。